

非常災害時における養老公園こどもの家の開放に関する覚書

岐阜県（以下「甲」という。）、養老町（以下「乙」という。）及び県立養老公園（以下「公園」という。）の指定管理者（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「非常災害時」という。）において、養老公園こどもの家（以下「施設」という。）を養老町民を対象とした指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所」という。）として開放することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（原則）

第1条 施設の開放に関し、岐阜県地域防災計画第2章第16節及び第3章第18節に規定する事項を原則とする。

（開放する施設）

第2条 非常災害時に、避難所として開放する施設及びその使用の注意事項は、別記のとおりとする。

2 施設の使用で生じた事故については、原則として甲及び丙は責任を負わない。

（受入対象者）

第3条 施設に受け入れる対象者は、原則として、養老町民とする。

（開放する期間）

第4条 施設を開放する期間は、非常災害時から養老町民等の避難事由が消滅した時までとする。

2 開放する期間が長期となる場合は、避難所の開放を止め、養老町民等を代替の避難所へ移動させるものとする。

（手続）

第5条 乙は、次の各号により施設の開放に関する手続を行うものとする。

- (1) 大垣土木事務所が行う閉園基準を参考に、施設の開放を決定する。
- (2) あらかじめ施設の開放を行う担当者を定めるとともに、丙から施設の鍵の貸与を受けるものとする。
- (3) 施設を解錠した場合は、遅滞なく甲及び丙に報告するものとする。

（避難所の運営管理）

第6条 乙は、あらかじめ定めた指針等に従って、次の各号により適切な運営管理を行うものとする。この場合において、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

- (1) 養老町民に対し、あらかじめ本覚書の周知を図ること。
- (2) 職員を施設に常駐させ、避難所に混乱が生じないよう万全を期すこと。
- (3) 外部との連絡体制（連絡網、無線機の用意等）を確保すること。
- (4) 避難所に受け入れた人数について、甲及び丙に適宜報告すること。
- (5) エアコン等施設の設備を使用する場合は、あらかじめ丙に許可を得ること。

(6) 施設等の使用状況等に応じて、丙に避難所で生じた費用を支払うこと。

(7) 避難所の開放を止めた場合は、原状回復し、その費用を負担すること。

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定める。

上記の証として本書3通を作成し当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年1月10日

(甲) 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県知事 古田 肇

(乙) 岐阜県養老郡養老町高田798番地

養老町長 大橋 孝

(丙) 岐阜県大垣市河間町3丁目55番地
イビデングリーンテック株式会社

代表取締役社長 坂井 隆

別記

1 開放する施設

開放する施設	施設の所在地	施設の面積	使用が可能な範囲
養老公園こどもの家	養老町高林1298番2	1,715 m ²	別添

2 使用の注意事項

- (1) 施設、設備及び備品を損じないこと。
- (2) 施設のうち、使用が可能な範囲以外のエリアには、立ち入らないこと。
- (3) 火災、事故、盗難、事件等の発生防止に留意すること。
- (4) 施設内へ犬などペットを持ち込まないこと。

